

バイデン政権の転換で「法人税引き下げ競争」は終わるのか

森信茂樹：東京財団政策研究所研究主幹 中央大学法科大学院特任教授

(もりのぶ しげき) 法学博士。東京財団上席研究員、政府税制調査会専門家委員会特別委員。1973年京都大学法学部卒業後、大蔵省入省、主税局総務課長、東京税関長、2004年プリンストン大学で教鞭をとり、財務省財務総合研究所長を最後に退官。その間大阪大学教授、東京大学客員教授。主な著書に、『日本の税制 何が問題か』（岩波書店）『どうなる？どうする！共通番号』（共著、日本経済新聞出版社）『給付つき税額控除』（共著、中央経済社）『抜本的税制改革と消費税』（大蔵財務協会）『日本が生まれ変わる税制改革』（中公新書）など。

[バックナンバー一覧](#)



Photo:PIXTA

経済活性化策で法人税率引き上げ

「グローバル・ミニマム税」も導入

米国バイデン政権は3月末、「米国雇用計画」と銘打った投資案の中で、法人税率を21%から28%に引き上げるなどの大幅な法人税増税を掲げた。

米国の不十分なインフラ整備などに必要な220兆円規模の支出の財源に充てるというこ

とだ。

法人税率引き上げのほか、最低税率（GILTI）を 10.5%から 21%に引き上げることや、タックスヘイブン（租税回避地）で税逃れを図る多国籍企業を念頭に世界共通の最低税率（グローバル・ミニマム税）を導入するなどの内容で、15 年間に約 2.5 兆ドル（275 兆円）の増収を見込んでいる。

英国でも 3 月にスナク英財務相が、新型コロナウイルス感染対策の経済支援費用を賄うための財源策として、23 年度から法人税を現在の 19%から 25%に引き上げる予定を公表した。

さらに、4 月 7 日の G20 財務相会議では、米国の動きを受けた形で「多国籍 IT デジタル企業への追加的税負担」と「法人税の引き下げ競争を止めるための最低法人税率の導入」という 2 点について、年央合意を目指す共同声明が採択された。

一連の動きは、「法人税率の引き下げ競争」が長く続いてきた中で、法人税を巡る「新たな潮流」といえ、コロナ後の大きな注目点だ。

米国が主導する転換に

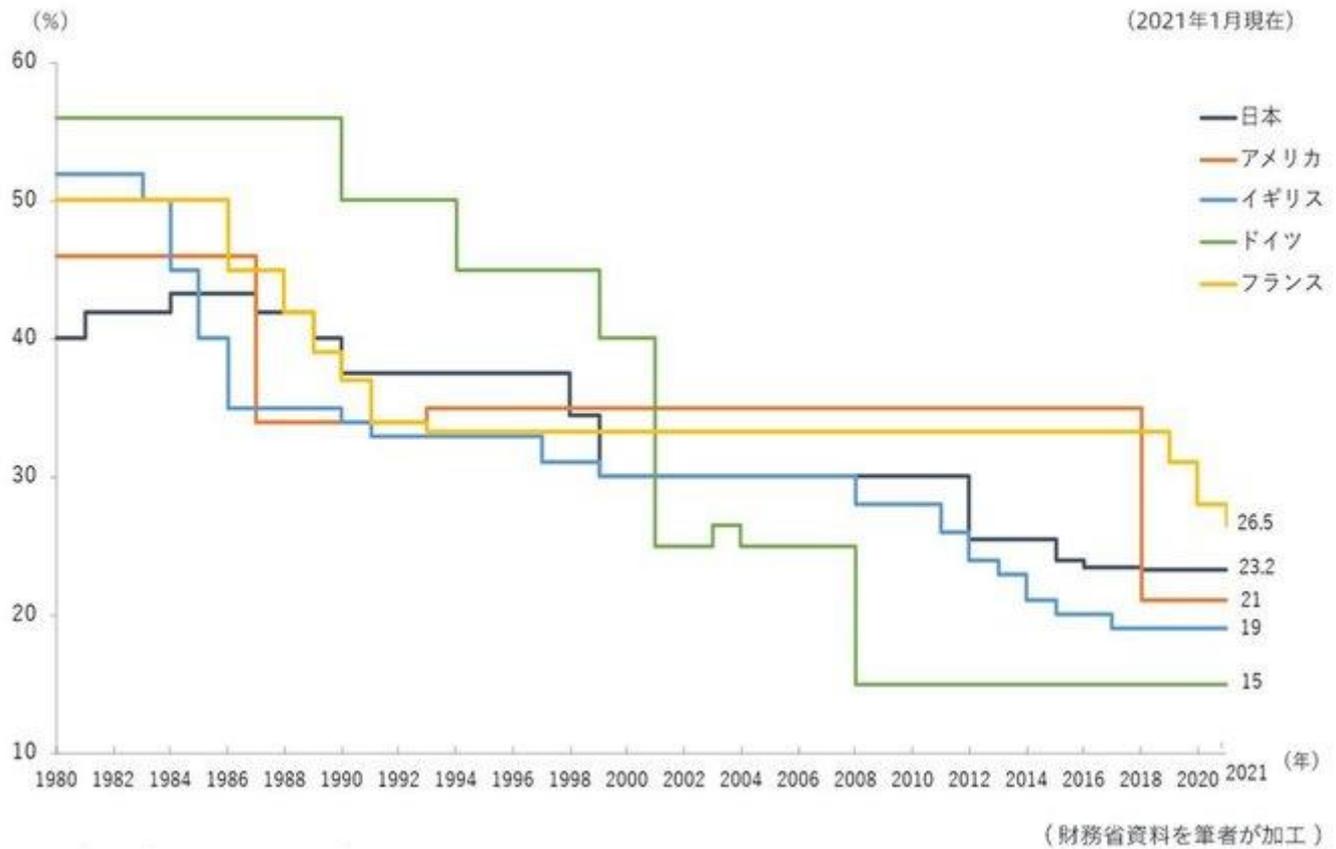
先進国は一安心

「小さな政府」を標榜した英国のサッチャー、米国のレーガン両政権の下で始まった法人税率引き下げの流れだが、税率の引き下げ競争が本格化したのは、東西冷戦が終結した 90 年代だ。

旧東欧諸国などが、法人税率を引き下げによってドイツや英国の企業を自国に引き込み、雇用の拡大・経済の活性化を図ったのに対して、ドイツや英国、フランスが自国企業を国内に引き留めるべく法人税率引き下げで対抗し、それがまた新興国などの法人税率引き下げにつながった。

「Race to the bottom」と呼ばれる激しい「法人税率の引き下げ競争」が続き、とりわけ、米国では「米国第一」のトランプ前政権時代には法人税率は 35%から一気に 21%まで引き下げられた（図表 1）。

◆ 図表1: 主要国における国の法人税率(表面税率)の推移

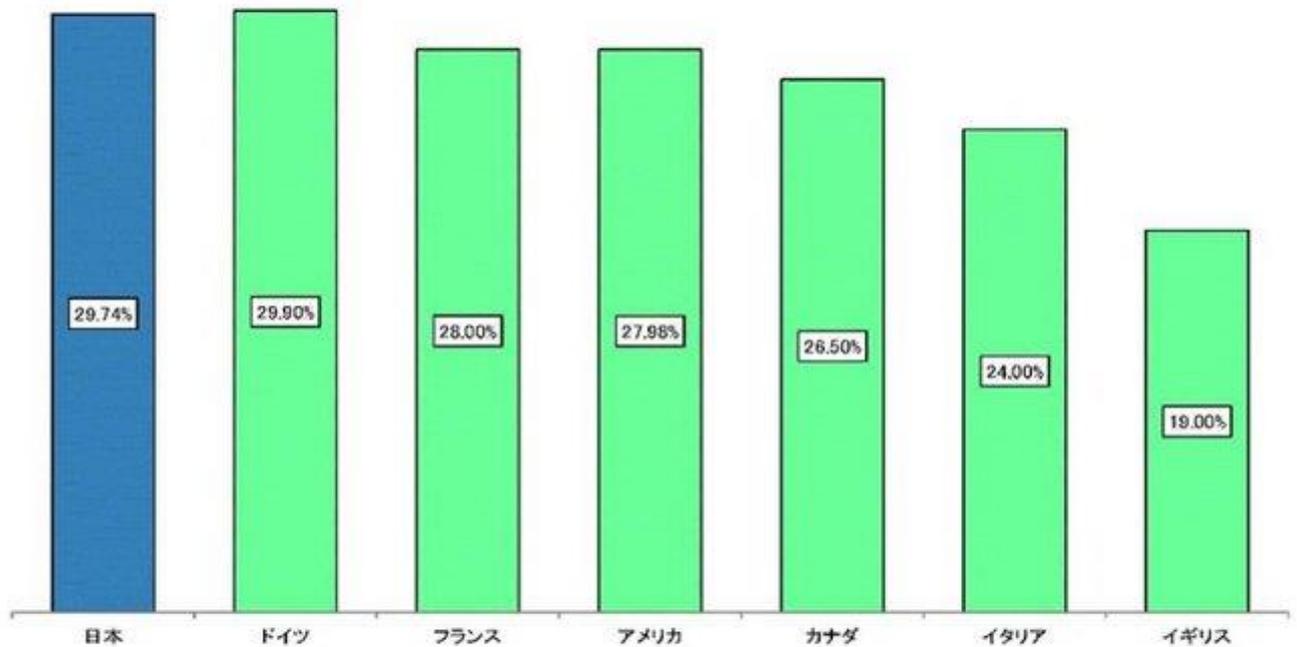


こうした中で日本でも 80 年代には 40% 台だった税率（表面税率）が、90 年に 37.5% にされたのを皮切りに、引き下げが続き、現在は 23.2%（同）となっている。

この結果、地方税を加味した法人実効税率で比較すると、主要国の水準は、英国の 19% を除き 20% 台にまで下がっている（図表 2）。

◆図表2:法人実効税率の国際比較

(2020年1月現在)



(注1)法人所得に対する税率(国税・地方税)。地方税は、日本は標準税率、アメリカはカリフォルニア州、ドイツは全国平均、カナダはオンタリオ州。フランスについては、課税所得のうち50万ユーロ以下の部分の税率は28%。なお、法人所得に対する税負担の一部が損金算入される場合は、その調整後の税率を表示。

(財務省資料)

こうした流れの中で米国や英国が法人税率の引き上げを打ち出し、国際的に最低税率の合意を目指す方向が見えてきたことは潮流を大きく変えるものといえる。

これまで、自国の立地の競争力が相対的に低下し海外への所得移転が進むことを防ぐため、各国ともやむを得ず税率を引き下げてきた面があり、英国やフランス、米国では法人税収が減って、財政に大きな影響を及ぼしてきた。

それがなくなるということは、各国とも一安心というところだ。

米国の政策転換の背景には、「米国雇用計画」の財源を示し議会での投資案の審議を円滑に進めようという事情もある。内政を重視したという意味では「米国第一」は変わっていないともいえるが、米国の政策転換の影響力は大きいといえる。

EU や日本では税収も増加

「法人税パラドックス」の裏側

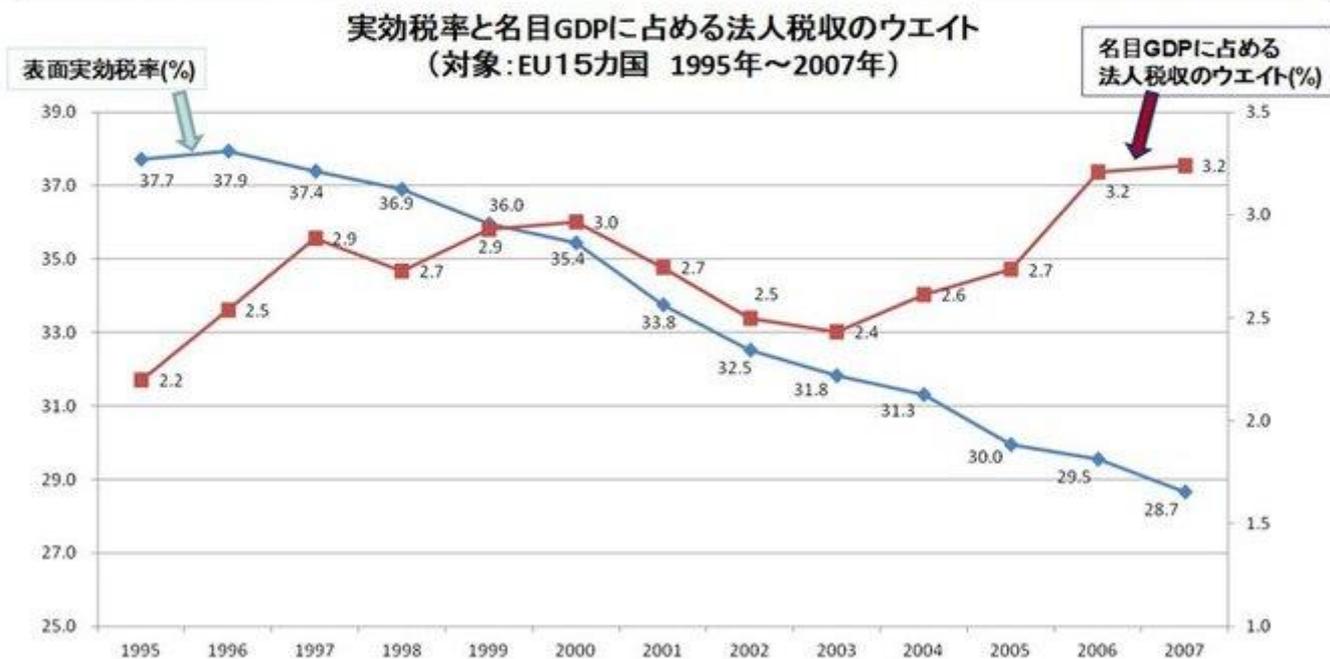
もっとも、法人税の引き下げが一概に税収に悪影響を及ぼしたというのはいき過ぎだ。

EU では 2000 年代には税率引き下げにもかかわらず、税収は増加したという実証研究がある。そういうこともあって、当時、EU で行われた引き下げ競争は「法人税パラドックス」と称された（図表 3）。

◆図表3:法人税パラドックス

（表面実効税率を引き下げても、GDPに占める法人税収は増加傾向）

- EU15カ国^(注)では、この10年間で表面実効税率を10%程度引き下げ。（注）1998年時点でのEU加盟国
- 他方、法人設立の増加等により、名目GDPに占める法人税収のウエイトは増加傾向。なお、R&D税制などは立地競争力の観点から拡充の動き。



(出典)OECD Revenue Statistics 及びIMFのデータから1995年~2007年におけるEU15カ国の表面実効税率、税収額、名目GDP及び実質GDP成長率を抽出し、経済産業省にて作成

(経済産業省資料)

こうした現象が欧州諸国で起きた最大の理由は、法人税率の引き下げが、ドイツなどでは租税特別措置の見直しなど課税ベースの拡大とセットで行われたからだ。

また、法人税率の引き下げ競争が、新しい事業やサービスを創り出そうとする起業家精神を刺激し、経済活性化につながったという点も指摘されている。

日本はどうだったのか。

日本でも 1990 年以降の法人税収の推移を見ると、興味深いことが起きている（図表 4）。

◆図表4:法人税収対GDP比(日本)



年度	1990	1999	2012	2015	2016	2018
税率(%)	49.98	40.69	35.62	32.11	29.97	29.74

拡大画像表示

90年代を通して法人税収（GDP比）は少しずつ低下している。これは、バブル崩壊後、失われた20年といわれる経済停滞や、99年から実施されたいわゆる「小減税」が課税ベースを拡大することなく税率引き下げだけが行われたことなどによるものと思われる。

ところが2012年以降は、法人税率の引き下げが継続的に行われたにもかかわらず法人税収は伸びている。

これは法人税率の引き下げが、ドイツと同じように租税特別措置の整理などによる課税ベースの拡大を伴った「税収中立」を基本的な原則として行われてきた結果だ。

そしてアベノミクスの下での企業収益の改善がそのまま法人税収の増加につながった。

もっとも増加した企業利益が、配当や内部留保の増加に回り、設備投資や人件費の増（労働分配率の改善）につながらなかったという別の問題は起きている。

多国籍デジタル企業への課税に弾み

「超過利得」課税と共通最低税率の2案

デジタル経済の発達についていけない法人税制をどう変えていくのかという新たな課題への国際的な取り組みも進んできた。

GAF A に代表される多国籍 IT デジタル企業の税負担は伝統企業と比較すると極端に低く、各国の税収不足につながるとともに、競争条件の公平性（レベルプレイングフィールド）を生じさせているという問題への対応だ。

多国籍 IT 企業は、デジタルサービスを消費する市場国（消費国）に、支店とか工場とかの恒久的施設（PE）を置くことなく国境を越えたビジネスを展開できるので、市場国は多国籍 IT 企業の利益に対して課税することがより困難になった。

また企業収益の根源である無形資産を低税率国に移転させて税負担を軽減させるタックス・プランニングによる租税回避も広がっている。

G20/OECD は 2012 年、この問題への対応として「BEPS (Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転) プロジェクト」を立ち上げ、以下の 2 つの提案について、2021 年央の合意に向けて議論が行われている。

第一は、多国籍 IT デジタル企業の「超過利益」への課税だ。

彼らのグループ全体の通常利益を超える利益（超過利益）の一部を市場国に配分するものだ。

第二は、法人税率引き下げ競争の防止を目的とした法人税最低税率の導入だ。

この 2 つの提案はパッケージとして議論されてきたが、昨年 12 月、トランプ政権が突如、消極姿勢に変わり議論は中断していた。

だがこの問題も、バイデン政権が国際協調路線の下、積極的合意の方向にかじを切ったことで、冒頭で触れた今年 4 月の G20 の声明になった。

米国は G20 の会議で、自国の IT デジタル企業への狙い撃ちを避けるため、IT デジタル多国籍企業という言い方ではなく、「売上高や高い利益率を持つ多国籍企業」の利益に各国が国内の売上高に応じて課税するという新たな提案を行ったと報じられている。

GAF A 等の自国 IT デジタル企業へ増税が集中することを避けたいという思惑からだろう。

財政赤字や格差の拡大で

コロナ後、避けられない課題

ただ現状では、OECD の議論が年央までに合意できるのかどうかは予断を許さない。

欧州各国は、OECD での合意ができるまでの暫定措置として、GAF A 等のデジタルサービスの売りに課税する税制（デジタルサービス税）を独自に導入しているが、この動きに米国のトランプ前政権はフランスの農産品に報復関税を課した。

バイデン政権は報復関税を取り下げたものの、デジタルサービス課税が広がり、また報復措置が行われるようなことになれば、デジタル産業や世界貿易は混乱に陥る。

その事態を避けるためにも OECD での早期合意は必要だ。

ポストコロナの各国の財政の課題は山積している。

コロナ対策で積み上がった財政赤字への対応やコロナで加速した所得や資産格差への対応がある。米国バイデン政権は、今後、高所得者の税負担を重くする所得税改正に取り組む予定ともいわれている。

日本も法人課税見直しの流れの中で、改めて税制についての議論（負担と受益の議論）に本腰を入れる必要がある。

（東京財団政策研究所研究主幹 中央大学法科大学院特任教授 森信茂樹）